第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

施行規則）

○南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び

　休暇等に関する条例施行規則

平成7年3月31日

規　則　第　１　号

改正　平成12年03月15日規則第1号　　平成19年03月29日規則第5号

　平成20年08月18日規則第4号　　平成20年08月18日規則第5号

　平成21年03月31日規則第1号

　南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（平成5年規則第1号）の全部を改正する。

　（目的）

第１条　この規則は、南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（1週間の勤務時間）

第２条　職員の勤務時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

２　業務の性質上前項の規定により難いときは、条例で規定する範囲内で職員の勤務時間を別に定めることができる。

　（週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第３条　任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

２　任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

　(1)　週休日が毎4週につき4日以上となるようにすること。

　(2)　勤務日が引き続き12日を超えないこと。

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

　　　　　　 施行規則）

　(3)　1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

　（週休日の振替等）

第４条　条例第5条で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

２　任命権者は週休日の振替（条例第5条の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日「4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。」）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条に同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

３　任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

４　任命権者は、条例第4条第2項により勤務時間を割振り、又は週休日の振替等を行った場合には職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

５　任命権者等（任命権者又は週休日の指定についてその委任を受けた者をいう。）は、条例第3条第2項、第4条及び第5条の規定による週休日の指定及び指定の変更又は割振りの変更を行ったときは、別に定める指定簿にその旨記載するものとする。

　（休憩時間）

第５条　職員の休憩時間は午後零時から60分とする。

２　任命権者は、条例第4条第2項の規定により勤務時間を割り振る場合において、前項の規定によると能率を阻害すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、別の時間帯において、休憩時間を置くことができる。

　（代休日の指定）

第６条　条例第10条第1項に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等について行わなければ　　　　第　　第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

　　　　　　　　　　　施行規則）

ならない。

２　任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

　（年次有給休暇）

第７条　職員の年次有給休暇の期間は、1暦年について20日とする。ただし、年の途中において採用された職員のその年の年次有給休暇の日数は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 採用された月 | その年に与えられる年次有給休暇の日数 | 採用された月 | その年に与えられる年次有給休暇の日数 |
| １月 | 20日 | ７月 | 10日 |
| ２月 | 18日 | ８月 | ８日 |
| ３月 | 17日 | ９月 | ７日 |
| ４月 | 15日 | 10月 | ５日 |
| ５月 | 13日 | 11月 | ３日 |
| ６月 | 12日 | 12月 | ２日 |

２　年次有給休暇の計算は暦年による。

３　年次有給休暇は、1日又は半日若しくは1時間を単位として与えるものとする。1時間を単位としている年次有給休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

４　条例第12条第1項第3号で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

５　年次有給休暇は職員の請求する時季にこれを与えなければならない。ただし、業務の運営に支障あるときは、任命権者は他の時季にこれを与えることができる。

　（年次有給休暇の繰越し）

第８条　条例第12条第2項で定める日数は、1の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）とする。

　（病気休暇）

第９条　職員の病気休暇の期間は、次の表に定める基準によるものとする。

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

　　　　　　 施行規則）

|  |  |
| --- | --- |
| 原　　　　　　　　　　因 | 期　　　　　　　　　　　　　　　間 |
| １　公務上の負傷又は疾病 | その療養に必要と認める期間 |
| ２　結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病及び悪性新生物による疾病 | 1年をこえない範囲内でその療養に必要な期間 |
| ３　前2号以外の負傷又は疾病 | 3月をこえない範囲内でその療養に必要な期間 |

　（特別休暇）

第１０条　職員の特別休暇の期間は、次の表に定める基準によるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 原　　　　　　　　　　　　　　　因 | 期　　　　　　　間 |
| １　地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合 | 　その都度必要と認める期間 |
| ２　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難 | 　その都度必要と認める期間 |
| ３　地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は破壊 | 　1週間をこえない範囲内でその都度必要と認める期間 |
| ４　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭 | 　その都度必要と認める期間 |
| ５　選挙権その他公民としての権利の行使 | その都度必要と認める期間 |
| ６　6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合（産前休暇） | 　出産の日までの申し出た期間 |
| ７　女子職員が出産した場合（産後休暇） | 　出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業 |

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

施行規則）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 務に就く期間を除く。） |
| ８　生後1年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 　1日2回それぞれ30分以内 |
| ９　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 　1の年において5日の範囲内の期間 |
| 10　父母、配偶者、子の追悼のための特別な行　　　事事 | 　1日の範囲内の期間 |
| 11　忌引 | 　別表に定める期間内において必要と認める期間 |
| 12　結婚 | 　5日以内 |
| 13　職員の妻が出産する場合 | 　2日をこえない範囲内で必要とする期間 |
| 14　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 　1の年の7月から9月の期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間 |
| 15　職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院する場合 | 　その都度必要と認める期間 |
| 16　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うため、その勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年において5日の範囲内の期間 |

第４章　人事　（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

　　　　　　　　施行規則）

|  |  |
| --- | --- |
| イ　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動　ロ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって任命権者が定めるものにおける活動　ハ　イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 |  |
| 17　その他特別の事由があるとき | 　その都度必要と認める期間 |

　（介護休暇）

第１１条　条例第15条第1項で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

　(1)　祖父母、孫及び兄弟姉妹。

　(2)　職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者。

２　条例第15条第1項で定める期間は、2週間以上の期間とする。

３　介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

４　1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲とする。

　（病気休暇、特別休暇の承認）

第１２条　条例第16条に規定する任命権者の承認はあらかじめ受けておかなければならない。

２　病気、災害、その他やむを得ない事由により前項の規定によることが出来なかった場合においては、その勤務しなかった時間の属する日又は勤務しなかった日（勤務しなかった日が2日以上に及ぶときは、その初日）から休日及び週休日又は休暇

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

施行規則）

　日を除いて3日以内にその理由を付して任命権者の承認を受けなければならない。ただし、任命権者は、その期間後に承認の要求があった場合においては、この期間中に承認を求めることができない正当な事由があった場合に限り承認を与えることができる。

３　前項の承認を得る場合において職員は医師の証明書、その他勤務を要しない事由を明らかにする書面を提出しなければならない。ただし、その事由が明白であるとして任命権者が認めた場合はこの限りでない。

　（介護休暇の承認）

第１３条　任命権者は介護休暇の請求について、条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求にかかる期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間についてはこの限りではない。

　（年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第１４条　年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員はあらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を受けることができる。

　（介護休暇の請求）

第１５条　介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

２　前項の規定において、条例第15条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について始めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、平成7年4月1日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条の承認を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは、改正後の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについての定めとみなす。

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

　　　　　　　施行規則）

３　この規則の施行の際現に旧規則第3条の2の承認を得ている勤務を要しない日の

　振替及び半日勤務の時間の割振り変更についての定めは、新規則第4条の規定に基づく週休日の振替等についての定めとみなす。

４　この規則の施行の日の前に使用された旧規則第6条第2号、第11号、第13号及び第14号の特別休暇であって、同一の事由について新規則第11条第3号、第11号、第12号及び第13号に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同条第3号、第11号、第12号及び第13号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

５　この規則の施行の日の前に行われた旧規則第6条第8号の規定による申出であって、同一の事項について新規則第11条第7号による申出を行う必要のあるものについては、同条第7号の規定により行われたものとみなす。

　　　附　則（平成12年3月15日規則第1号）

　この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成19年3月29日規則第5号）

　この規則は、平成19年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成20年8月18日規則第4号）

　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成20年8月18日規則第5号）

　この規則は、平成21年5月21日から施行する。

　　　附　則（平成21年3月31日規則第1号）

　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

施行規則）

別表（第11条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 死　亡　し　た　者 | 日　　　　　　　　　数 |
| 配偶者 | 　7日 |
| 　父母 |
| 　子 | 　5日 |
| 　祖父母 | 　3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日） |
| 　孫 | 　1日 |
| 　兄弟姉妹 | 　3日 |
| 　おじ又はおば | 　1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日） |
| 　父母の配偶者又は配偶者の父母 | 　3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては7日） |
| 　子の配偶者又は配偶者の子 | 1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては5日） |
| 　祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 | 1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては3日） |
| 　兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 |
| 　おじ又はおばの配偶者 | 　1日 |

　備考

　　　葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加算することができる。

（～４３８）